

管艙装に関する規定の見直しに関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

管艙装に関する規定の見直しに関する事項

改正理由

- (1) 現行規定におけるフランジ形の管継手の区分については、IACS 統一規則 P2.7 を参考に定められたものであるが、その後、同統一規則が改正され、新たに溶接式のルーズフランジ形の管継手が追加された。
今般、IACS 統一規則 P2.7 を参考に、フランジ形の管継手の区分を改めた。
- (2) ビルジ管装置に関する現行規定では、貨物倉内のビルジを吸引するためのビルジポンプの代替として使用されるエダクタについては、本会が型式承認を行ったものでなければならないよう定められている。
しかしながら、当該エダクタについては図面承認の際に吸引能力の確認を行い、更に船内配管後に作動試験を行うことにより、個品毎に性能を確認しているため、今般、型式承認に関する規定を削除した。
- (3) 高速船規則における配管に関する規定は鋼船規則 D 編の関連規定を参照したものとなっているが、一部の要件については鋼船規則 D 編と対応が取れていないため、今般、この不整合を解消すべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 管と管フランジの継手形式の区分として、新たに溶接式のルーズフランジ形の管継手を加えた。
- (2) エダクタの型式承認試験に関する要件を削除した。
- (3) 高速船の配管に関する規定については、鋼船規則 D 編 13.2 の規定を参照するように改めた。